

# 丸亀市人権教育・啓発に関する 基本指針(改定版)

2017(平成29)年3月



## 日本国憲法

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

## はじめに

人権は、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、幸福な人生を送るために欠くことのできないとても大切なものです。しかし、20世紀には世界大戦や各地での紛争等により、多くの人権が無惨に奪われました。その反省から、人権の尊重こそが平和の基礎である、という認識が広がることへの期待をこめて、21世紀は「人権の世紀」と言われています。

本市におきましては、基本的人権を尊重する社会の確立をめざし、「人権尊重都市宣言」、「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、「人権擁護条例」を制定するなど、人権尊重のまちづくりを進めてまいりました。2006（平成18）年1月には、それまでの「人権教育のための国連10年行動計画」を見直し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針」（以後、「基本指針」という。）を策定し、様々な差別の解消と人権意識の高揚を図ってまいりました。

しかしながら、依然として人権を脅かす様々な課題は存在しており、近年の社会情勢の急激な変化や情報化、国際化、高齢化等の進展に伴い、人権課題はさらに複雑化し、多様化しています。

現在の基本指針の策定から10年以上が経過し、人権を取り巻くこれらの社会の変化に対応するため、この度、基本指針の見直しを行うことといたしました。

新たな基本指針に基づき、「一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現をめざして、なお一層の努力を重ねてまいります。

21世紀を真の「人権の世紀」とするため、皆様の積極的な参画とご協力をお願い申し上げます。

2017(平成29)年3月

丸亀市長 梶 正 浩

# 目次

第1章 基本指針の改定について	
1 基本指針策定の背景	1
2 基本指針の改定にあたって	1
3 基本指針の位置づけ	2
4 基本指針の基本的理念	2
5 基本指針の見直し	3
第2章 人権をめぐる動き	
1 国際社会における取り組み	4
2 国・県における取り組み	5
3 本市における取り組み	6
第3章 人権教育・啓発に関する推進方向	
1 人権教育の推進	8
2 人権啓発の推進	10
3 人権擁護	11
4 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進	11
第4章 分野別人権施策の推進	
1 同和問題	14
2 子ども	17
3 高齢者	18
4 障がい者	20
5 女性	22
6 外国人	24
7 ハンセン病回復者、H I V感染者等	26
8 インターネットによる人権侵害	28
9 性的少数者	29
10 災害に伴う人権問題	30
11 その他	31
第5章 基本指針の推進	
1 庁内の推進体制の充実	33
2 国や県等との連携・協力	33
3 市民、企業、市民団体等との連携	33

資料編

関係法令等

丸亀市人権擁護条例 .....	35
人権尊重都市宣言 .....	36
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 .....	37
香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例 .....	39

# 第1章 基本指針の改定について

## 1 基本指針策定の背景

我々は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を先の世界大戦や地域紛争から得ました。今や人権の尊重が平和の基礎であるとする共通認識が世界に広がりつつあります。

本市においては、2005(平成17)年3月22日に、市民の人権意識を高め、市民が自らの課題として人権問題に取り組み、差別や偏見のない、すべての人々の人権が尊重される社会を実現させるため、「丸亀市人権擁護条例」を制定し、同年9月議会においては、「人権尊重都市宣言」と「丸亀市非核平和都市宣言」が採択されました。

こうした動きのなか、個別人権課題に積極的に取り組み、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2006(平成18)年1月に「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定しました。

## 2 基本指針の改定にあたって

本市においては、この基本指針に基づき、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関わるさまざまな人権問題の解決をめざして、本市が進める人権教育・啓発について、その現状と課題および具体的施策の方向を明らかにして、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、今なお、同和問題や高齢者、障がい者の人権問題、ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待をはじめとするさまざまな差別や人権侵害が存在しています。

また、近年では、インターネットの急速な普及を背景にして、ホームページや電子掲示板の匿名性を悪用した人権侵害などが顕在化し、携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、大人だけでなく子どもたちまでもが、さまざまな犯罪や事件に巻き込まれるなど、深刻な社会問題となっています。

さらには、いわゆるヘイトスピーチやヘイトクライム、災害に伴う人権問題や性的少数者の人権といった新たな人権課題が生じているところです。

このような社会経済情勢の変化による新たな人権課題の発生により、今後とも人権教育・啓発のより一層の積極的な取り組みが求められている状況にあります。

国においても、「男女共同参画社会基本法」(1999(平成11)年)、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000(平成12)年)、「児童虐待の防止等に関する法律」(2000(平成12)年)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(2000(平成12)年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001(平成13)年、以下「DV防止法」)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2016(平成28)年、以下「障害者差別解消法」)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(2016(平成28)年、以下「ヘイトスピーチ解消法」)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016(平成28)年、以下「部落

差別解消法」)などが施行され、あらゆる人権擁護、保護のための対策が整備されつつあります。

このような状況を踏まえ、これまでの基本指針を継承・発展させ、さらには新たな課題への対応を含め、人権施策の一層の推進を図るとともに、人権に対する理解と取り組みを社会全体で深めていくために「丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針」を改定します。

なお、基本指針の見直しに際しては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育啓発推進法」)に基づき、2011(平成23)年4月に閣議決定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」改訂との整合性を持たせるとともに、数回に亘る丸亀市人権政策推進審議会の開催、さらに関係諸団体およびパブリックコメント等により多くの市民の方々の提言、意見を採り入れています。

### 3 基本指針の位置づけ

- (1)この基本指針は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則を踏まえ、国・県の「人権教育・啓発に関する基本計画」との整合性を図りながら、「人権教育のための国連10年行動計画」の趣旨を活かして一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざすために本市が今後実施すべき人権教育・啓発についての具体的施策の方向性を示すものです。
- (2)この基本指針は「丸亀市総合計画」に位置づける人権教育・啓発に関する指針として定めるものです。
- (3)人権教育・啓発は単に人権についての知識を提供するだけでなく、同時に人権尊重の社会を築くための技術や人権尊重の態度を育むことを目的とします。
- (4)人権は、すべての市民の日常生活の基礎に置かれるものです。人権が尊重される社会をめざすために、その実現に深い関わりを持つ公的な立場にいる者はもとより、市民一人ひとりがあらゆる機会を通じて自発的に人権学習に取り組むことにより、人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神を身に付け、仕事や日常生活において実践できるよう社会的環境を作らなければなりません。
- (5)市内の社会教育関係団体、企業、地域組織などの民間諸団体においても、この基本指針の趣旨を踏まえ、積極的に人権教育・啓発に取り組むことが求められます。
- (6)今後、本市におけるあらゆる施策の実施にあたっては、この基本指針を踏まえ、人権が尊重されるまちづくりを推進します。

### 4 基本指針の基本的理念

この基本指針は、市民一人ひとりが学校や職場はもとより、家庭や地域のあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて人権尊重の理念、人権を相互に尊重するという人権共存の考え方についても正しく理解して実践できる市民を育てることにより、多様性が尊重される社会を構築し、誰もが住みやすい「差別をしない」「差別をさせない」公正な社会の実現をめざすことを基本的理念とします。

## 5 基本指針の見直し

本市の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状、人権問題に関する国、県等の動向や本市が行う「丸亀市人権・同和問題意識調査」をはじめとする各種調査による市民の意識等について把握するよう努めるとともに、社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて基本指針の見直しを行います。



## 第2章 人権をめぐる動き

### 1 国際社会における取り組み

20世紀の2度にわたる世界大戦の反省から、1945(昭和20)年6月、各国は人権の普遍的尊重を明らかにした「国際連合憲章」に署名し、同年10月に国際連合(以下「国連」)が成立しました。

国連は、1948(昭和23)年12月10日に「世界人権宣言」を採択し、基本的人権の国際的基準を示しました。

世界人権宣言が採択された後、国連では、この宣言に実効性を付与させるため、1966(昭和41)年に「国際人権規約」が採択されたのをはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「難民の地位に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など32の人権関係諸条約が採択されました。

1993(平成5)年には、世界人権宣言45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催されました。この会議では、すべての人権が普遍的であり、人権が国際的関心事であることが確認されるとともに、人権教育の必要性が強調されました。その後、国連としての人権に関する取り組みが強化され、1994(平成6)年には人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官事務所が創設されました。

そして、1994(平成6)年の第49回国連総会では、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的戦略・プログラムを述べた「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

この取り組みにより、人権教育の推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな方策が推進されてきました。1995(平成7)年以降、国連の行動計画に基づき、国際レベル、国レベル、地方自治体レベルで人権教育の取り組みが推進されてきました。「人権教育のための国連10年」は、2004(平成16)年に終了しましたが、同年12月の国連総会において、この「10年」の満了後も引き続き人権教育は必要であるとの認識から、「人権教育のための世界計画」を2005(平成17)年から開始する決議が採択され、初等教育・中等教育への取り組みを経て、2010(平成22)年から高等教育と教育者や公務員への人権教育に焦点を当てた取り組みを進め、2015(平成27)年からこれまでの取り組みの強化とジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた取り組みを進めています。2006(平成18)年には国連人権理事会が新設されました。旧「国連人権委員会」は各国の政治的な思惑に振り回されて有効な対策がとりにくかったため、理事国数を減らして選出基準を厳格にし、総会に付属する強い権限を持った人権理事会が作られました。

こうした動きの中で、21世紀は「人権の世紀」と言われ、地球規模での環境問題

や経済格差の問題等も含めた人権に関する諸問題を解決し、すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現が求められています。

## 2 国・県における取り組み

わが国においては、1947(昭和22)年、国民主権、恒久平和とともに「基本的人権の尊重」を謳う「日本国憲法」が施行されました。その憲法の下、基本的人権の確立と人権の擁護を図るため、さまざまな法整備や各種の施策を実施するとともに、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

1995(平成7)年には、「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997(平成9)年、国内行動計画を策定し、重要課題に積極的に取り組むこととしました。

また、わが国固有の同和問題への取り組みは、戦後本格的に行われるようになり、「同和対策審議会答申」を受けて、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。また、1982(昭和57)年には、生活環境整備、就労対策や教育の充実を図るための「地域改善対策特別措置法」、1987(昭和62)年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、さまざまな施策が特別対策として実施されました。1996(平成8)年には地域改善対策協議会の意見具申が行われ、特別対策は一定の効果を上げたとして今後の重点施策は差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進とされました。

このような国内における人権の諸情勢を考慮して、2000(平成12)年に人権教育および啓発に関する国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、人権教育および人権啓発に関する基本計画の策定等を定め、人権の擁護に資することを目的とする「人権教育啓発推進法」が制定され、人権教育および人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定、2011(平成23)年4月に基本計画の一部を見直し、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

基本計画では、人権教育に関する取り組みの一層の改善・充実が求められており、それを受けて「人権教育の指導方法等の在り方について」が示されるなど、人権教育の推進が図られています。

一方、香川県においては、1972(昭和47)年に策定した「香川県長期振興計画」や引き続き策定した「香川県県民福祉総合計画」、「香川県21世紀長期構想」において、社会福祉の増進、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実等に向けた取り組みを行ってきました。1996(平成8)年には結婚と就職の際の部落差別を防止するために、同和関係者かどうかの調査を禁止する「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」が施行されました。

また、1998(平成10)年に知事を本部長とする「香川県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999(平成11)年には、香川県における人権教育の基本方針と施策の方向を示す「人権教育のための国連10年」香川県行動計画」を策定しました。

2000(平成12)年には、21世紀最初の10年間の県政運営の基本指針となる「香川県新世紀基本構想」を策定しました。

また、2011(平成23)年には、新たな香川づくりに向けて、2011(平成23)年度から5年間の県政運営の基本指針となる「せとうち田園都市香川創造プラン」を策定しました。このプランでは、「元気の出る香川づくり」、「安心できる香川づくり」、「夢と希望あふれる香川づくり」を基本方針に、「せとうち田園都市の創造」をめざすこととしています。このうち、「安心できる香川づくり」を構成する施策体系の柱のひとつとして、「人権尊重社会の実現」を掲げており、人権啓発の推進に関しては「あらゆる機会と媒体を活用した啓発の推進」、「企業における啓発活動の支援」、「特定の職業に従事する者に対する研修の充実」、「えせ同和行為の排除」に、人権・同和教育の推進に関しては「学校における人権・同和教育の推進」、「社会教育における人権・同和教育の推進」に努めるとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、H I V感染者等の「個別の人権課題に対応した人権教育・啓発活動の推進」に積極的に取り組んでいます。

### 3 本市における取り組み

旧丸亀市では、世界人権宣言や日本国憲法の理念を具体化すべく、1993(平成5)年に「人権尊重都市」を宣言し、第二次総合計画では「心ふれあう人権尊重のまち」を主要施策の一つとして、さまざまな施策に取り組むとともに、1995(平成7)年には、「人権擁護条例」を制定しました。また1984(昭和59)年には「非核平和都市」を宣言し、恒久平和をめざす取り組みを進めてきました。

同和問題については、「丸亀市同和教育基本方針」に基づき積極的に市民への啓発活動を推進してきました。

1999(平成11)年4月に市長を本部長とする「丸亀市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、2000(平成12)年9月に「人権教育のための国連10年丸亀市行動計画」を策定し、人権教育・啓発活動を推進してきました。

2001(平成13)年3月に、21世紀最初の10年間の市政の基本方針となる「第三次総合計画」を策定しました。この計画の中で、「一人ひとりの人権が尊重されるまち」を施策の柱の一つとして人権尊重のまちづくりに取り組んできました。

旧綾歌町では、1995(平成7)年に「人権擁護に関する条例」が施行され、条例の具体的な推進に向け「人権擁護に関する審議会」を設置して、1998(平成10)年に「人権擁護総合計画」を策定しました。1999(平成11)年4月には、「人権教育のための国連10年推進本部」を設置して、同年8月「人権教育のための国連10年綾歌町行動計画」を策定しました。

旧飯山町では、1995(平成7)年に日本国憲法の第14条「平等の原則」の基本理念のもとに「部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃し人権尊重のまちの実現をめざす条例」を制定しました。同年、人権擁護などの課題解決の方策や部落差別解消をめざした第二次飯山町総合計画が制定されました。

1983(昭和58)年から全町内を回る「同和教育啓発自治会懇談会」を開催し、同和問

題の正しい認識と部落差別を解消することをめざした啓発活動を継続して推進してきました。1998(平成10)年3月には、町長を本部長とする「飯山町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999(平成11)年8月に「人権教育のための国連10年飯山町行動計画」を策定しました。

また、新市においては、合併直後の2005(平成17)年3月22日に「丸亀市人権擁護条例」を制定し、同年9月議会においては、「人権尊重都市宣言」と「丸亀市非核平和都市宣言」が採択され、2006(平成18)年には、合併時の協議の中で策定した「新市建設計画」を基本としつつ、丸亀市の将来像やまちづくりの基本理念を掲げ、市民と行政が一体となって新しい時代に対応したまちづくりを進めていく指針となる「丸亀市総合計画」を策定しました。この計画の中で、「互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち」を政策目標の一つとして、人権教育・啓発を推進してきました。さらに2013(平成25)年には市民のプライバシーを保護するため、不正な個人情報の取得を抑止する目的で「登録型本人通知制度」を導入し、差別につながる身元調査の防止と登録を啓発しています。

このような人権教育・啓発活動により、住民の人権意識も向上し、人権問題に対する正しい理解と認識が深まるなど一定の成果をあげてきたところです。

しかしながら、今なお多くの人権課題が存在しています。今後、人権教育・啓発を推進するにあたっては、この基本指針をもとに、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における経験や成果を踏まえつつ、国や県の基本計画と整合性を図り、総合的かつ積極的に取り組むことが必要です。

## 第3章 人権教育・啓発の推進方向

### 1 人権教育の推進

人権教育は、市民一人ひとりがその発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、学校（園・所）、地域、家庭、職場その他のさまざまな場、多様な機会を通して行われる、学校教育や社会教育などの教育活動のことです。

学校教育については、それぞれの学校ごとの教育目的や目標の実現をめざして、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等を培う教育活動を組織的かつ計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていきます。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていきます。

こうした学校教育と社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性など、さまざまな課題等について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要です。

#### (1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、学校（園・所）における推進体制を確立するとともに、人権教育を教育（保育）計画に位置づけた上で、保育や各教科、道徳、特別活動等の特質に配慮しながら、これまでの同和教育の成果を生かしつつ、次のような基本的な考え方のもと、教育活動全体を通じて推進します。

##### (ア) 理解・認識の深化と意欲・態度の育成に向けた指導の充実

人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を育成するため、指導内容や方法の充実に努めます。そのため、学校（園・所）においては、人権課題の当事者による講演会や人権フィールドワークをはじめとする、人権の意義やさまざまな人権課題の理解に役立つ学習活動を取り入れたり、ボランティア活動等の参加体験型学習を導入するなど、多様な教育実践の推進に努めます。また、日常生活の中の不合理を敏感に感じ取る感性や、人権尊重の気持ちが態度として自然に現れるような豊かな人権感覚を育てる指導法の開発に努めます。

さらに、これらの取り組みを促進するため、指導資料を整備するとともに、学校（園・所）に対する実践事例および学習教材等の情報提供や、その活用についての指導助言を行います。

##### (イ) 人権意識の基礎の育成に向けた指導の充実

人権意識を身につけるための基礎を培うため、人権尊重の視点に立った教育指導

や学校運営の充実に努めます。そのため、学校（園・所）においては、自己をかけたがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障され、尊重されなければならないということを認識できるよう、自尊感情の育成に向けた支援のあり方についての工夫や、いじめや仲間はずれ等のない、相互の違いも含め認めあうことのできる仲間づくりをすすめます。また、個に応じた学習指導や、一人ひとりの人権を大切にされた学校運営を通じて、安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりを推進します。

#### （ウ）地域社会等との連携の強化

社会奉仕活動等の多様な体験活動や、地域の人々との交流機会の充実等を通じて、人権教育を効果的に推進するため、地域社会との連携の強化を図ります。

また、学校（園・所）においては、家庭における人権教育の重要性を示しながら、家庭の協力のもとに人権教育を推進できるよう、保護者との連携に努めます。さらに、幼児、児童、生徒、学生の発達段階を考慮しながら、適時性・系統性を踏まえた一貫性ある指導が行えるよう、保・幼・小・中・高等の各種の学校との連携を推進します。

### （2）社会教育における人権教育の推進

社会教育は、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主には青少年および成人に対して行われる教育活動をいいます。社会教育においては、生涯学習の視点に立ち、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、すべての人が豊かな人権感覚を身につけることができるよう、次のような基本的な考え方のもと、人権教育を推進します。

#### （ア）理解・認識の深化と意欲・態度の育成に向けた学習の充実

人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を育成するため学習内容や方法の充実に努めます。そのため、知識・理解のみにとどまらず、差別をなくし人権を尊重する姿勢が身につくよう、コミュニティ施設等での講演会やDVD等視聴覚教材を用いた研修、人権課題と関係がある現地での学習会等のほか、ボランティア活動等、主体的に取り組む参加体験型活動を取り入れた学習の推進に努めます。

#### （イ）人権意識形成のための家庭教育の充実

家庭は、幼児期における自尊感情の育成や子どもの成長過程における人権意識の形成のために重要な場であることから、家庭教育の充実に努めます。保護者が差別や偏見を許さないという姿勢を子どもに示すことは特に重要であるため、PTAでの人権学習会実施など保護者に対する学習機会の充実や、家庭用指導資料の整備、家庭教育に役立つさまざまな情報の提供に努めます。また、家庭における男女共同参画の促進やDV防止についての啓発、保護者等に対する子育ての不安や悩みについての相談体制の充実等を図ります。

### (ウ)多様な学習機会の提供

市民の主体的な参加を促進するため、身近な課題や地域の実情に応じたテーマを取り入れたり、社会奉仕活動等の体験活動や参加体験型学習、人権に関する行事等の企画運営に携わる参画型の学習を導入したりするなど、学習内容を創意工夫することにより、多様で魅力ある学習機会の提供を図ります。

## 2 人権啓発の推進

人権啓発においては、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることを目的としています。

また、社会的に被差別の立場に置かれた人たちが、自分たちが本来持つ権利を認識し、自分自身の課題の解決や可能性の発揮に向けて行う取り組みを支援します。

### (1)親しみやすくわかりやすい情報の発信

情報の発信にあたっては、啓発対象となる年齢層等を考慮し、具体的な事例を活用しながら、市民の視覚や感性に訴えるものにするなど、市民に親しみやすいものとなるよう創意工夫を凝らし、明瞭でわかりやすいものとするよう努めます。また、より多くの市民に効率的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、丸亀市民球場やインターネットを活用した啓発活動、プロスポーツ組織と連携した啓発を推進します。

### (2)人権啓発の拠点施設の活用

人権啓発は社会を構成する人々の相互の間で取り組まれるべきものであることから、最終的な人権啓発の主体は市民であるといえます。このため、地域のコミュニティ施設や本市の人権啓発拠点である隣保館等が、市民に身近な人権啓発の場所としての機能を十分に果たすことができるよう支援に努めます。また、本市にある香川県人権啓発展示室を利用した参加体験型の人権教育の推進にも努めます。

### (3)関係機関等との連携の強化と協働の推進

各人権啓発実施主体の協力関係のもと、施策を総合的かつ効果的に推進するため、各種団体等で構成する「丸亀市人権・同和教育研究協議会」や高松法務局丸亀支局等で構成する「丸亀支局管内人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携を強化します。

### (4)企業における人権啓発の支援

人権が企業活動を含めてあらゆる活動の国際基準として尊重される情勢にあることから、また人権教育啓発推進法に基づき、企業は、個々の実情や方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に事業所内における啓発活動を展開することが大切です。丸亀市人権・同和問題意識調査による人権侵害をされたと思う内容の中で、「パワーハ

ラスメント（職場での嫌がらせ）」は19項目中第2位(29.6%)であり、これは、事業所での発生も多く含まれているものと思われます。このため、事業所の規模等に応じて人権啓発のための運営体制の構築や人権尊重の職場づくりが重要であるため、啓発資料の作成や提供等を通じ、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

#### (5) 指導者等の養成・活用

市民一人ひとりが人権尊重の理念についての理解を深めるためには、地域や職場等に密着したきめ細かな啓発活動を粘り強く実施していくことが重要です。このため、地域や職場等における、啓発の中心的な役割を担う指導者等の養成や資質の向上に努めます。

#### (6) 評価の実施

人権啓発事業の実施にあたっては、参加者へのアンケートなどを実施し、その回答内容を分析することで事業の実施効果の評価・点検を行い、新たな事業計画にいかします。

### 3 人権擁護

現在、毎月1～2回市役所において人権擁護委員による相談業務を行っています。

近年の社会情勢はめまぐるしく変化しており、また、新たな人権課題も生じていることから、その相談内容は多様化・複雑化してきています。

このような中、多様化・複雑化した相談に迅速かつ的確に対応するためには、相談員の資質の向上や関係機関との連携の強化が必要です。

そこで、多様化・複雑化する相談に的確に対応できるよう、関係機関と協力して相談員の資質の向上を図るとともに、資質向上のための研修会や相談に関する講座を開催するなど人材の養成に努めます。

### 4 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育の推進に当たっては、すべての人々を対象に取り組みを進める必要がありますが、とりわけ人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取り組みを積極的に推進する必要があります。

そこで、特に、以下の職業に従事する者に対する研修等において人権教育の充実に努めます。

#### (1) 市職員

公務員は、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする憲法を尊重し擁護するという責務を有しています。同時に市職員は、市民の人権を守る立場にあることから、自らの職務に係ることだけにとどまらず、一人ひとりが常に人権の視点に立って業務を行うことが重要であり、豊かな人権感覚をもった職員が存在してこそ、人権尊重のまち



づくりの推進が可能となります。

職務上、職員は人権課題の当事者と接する機会が多くあります。したがって職員は、市民の立場に立った接遇を徹底するなど、職務の遂行にあたって人権に配慮した対応に努めます。

また、ハラスメント問題では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等を防止するための体制を整備し、職員等に対し必要な研修を実施するとともに、ハラスメントは許されないという意識の啓発を推進していきます。

職員研修の在り方については、現在実施している人権研修を更に発展させ、特に管理職は人権啓発のリーダーとしての役割を担うことができるよう、研修内容の充実・強化に努めます。

## (2) 教職員等

学校、幼稚園および保育所（以下「学校等」という。）における教育活動や保育活動のあらゆる場を通じて、一人ひとりを大切にし、子どもたちの人権を尊重する意欲や態度を育てるために、その担い手であるすべての教職員や保育士は、人権尊重の理念に関する十分な理解と認識をもつとともに、幼児、児童、生徒、学生に対する人権教育の実践的指導力を身につける必要があります。

そこで、学校等においては、全教職員等の協力体制のもと、関係者が一体となって校内研修や各種研修会を計画的に実施し、さまざまな人権問題について、現状や歴史的事象など正しい認識と理解を深めると共に、幼児、児童、生徒の発達段階に即した指導方法や保護者啓発など実践的な取り組みについて研究協議し、人権教育の充実に努めます。

研修内容については、いじめ等の人権に関わる今日的課題の解決に向けた学習機会を設けたり、教職員一人ひとりが子どもの人権に配慮した行動や適切な対応を行っていくための実践的な内容を取り入れたりするなど、その充実に努めます。

また、関係部課や教育委員会においても、人権問題に関するさまざまな研修会等を実施していきます。

## (3) 消防職員

消防職員は、火災をはじめとする各種災害から市民の生命、身体の安全及び財産を守るという役割をもち、その活動が市民生活と密接に関わっています。

このため、消防職員が、人命の尊重を第一義とした現場活動を徹底するなど、職務の遂行に当たって個人情報の保護（守秘義務）など人権に配慮した適切な対応ができるよう、日常の職場を通しての教育の充実に努めるとともに、人権課題への対応を含めた自己啓発等を支援し、職員の人権意識の高揚に努めます。

## (4) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の医療関係者は、人びとの生命や健康の維持および増進を使命とし、疾病の予防や治療、保健指導等の役割を担っています。

このため、業務の遂行に当たり患者や介護をする家族等のプライバシーに対する配

慮や人権意識に根ざした行動・判断が求められています。

そこで、医療関係者に対しては関係法令の遵守（コンプライアンス）やインフォームドコンセント（※）の徹底を図るなど、職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう、人権教育・啓発の取り組みの充実に向けた要請や支援に努めます。

※インフォームドコンセントとは、医療関係者が患者の診断や治療に当たって十分な説明を行い、患者がそれを十分に理解し、納得したうえで、治療行為を進めていくこと。

#### （5）福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、ホームヘルパー等の福祉関係者は、高齢者や障がい者、子ども等のさまざまな人々の介護や生活相談の役割を担っています。

このため、福祉関係者が、個人のプライバシーへの配慮や人間の尊厳についての認識の徹底を図るなど、職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう、福祉関係者に対して、要請や支援を積極的に行います。

#### （6）その他

以上の者のほか、弁護士や司法書士等八士業者、興信所などの調査業者、不動産業者、結婚相談業者等の人権に関わりの深い特定の職業に従事する者やマスメディア業界等の社会の風潮に大きな影響力をもつ業界についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取り組みの充実が図られるよう、情報の提供等に努めます。

## 第4章 分野別人権施策の推進

### 1 同和問題

#### (1) 現状と課題

同和問題は、歴史的、社会的に形成された人びとの意識に起因する差別が、今なおさまざまな形で現れている重大な社会問題です。人間は自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。にも関わらず、被差別部落出身という理由で、住む場所や仕事、結婚など、社会生活を営む上でさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人たちがいます。これが同和問題であり、1965(昭和 40)年の「同和対策審議会答申」において、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と定義され、「その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である」と明言されています。

旧丸亀市では2002(平成 14)年3月、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効することに先立ち、丸亀市同和対策審議会において「丸亀市における今後の人権・同和行政の在り方」を検討し、2001(平成 13)年12月に意見具申が出されました。その意見具申を受けて、同和地区住民の自立と自己実現を支援するため、一般対策を有効活用するとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を図るための取り組みを進めています。

その後2005(平成 17)年、2009(平成 21)年、2014(平成 26)年と「丸亀市人権・同和問題意識調査」を実施し、市民の意識についての調査・分析を行いました。2014(平成 26)年の市民意識調査では、同和問題の認知経路の一位は「学校の授業で教わった」(28.8%)であり、はじめて「家族から聞いた」(24.8%)を上回りました。また、友人知人が同和地区の人と分かった場合「これまでと同じようにつきあう」は76.5%で、20歳代では87.5%と、若い世代ほど高くなっていることも市内の学校同和教育が着実に広がっている結果といえます。ただし、同和関係者と自身との結婚についての場合、結婚する等との肯定的な意識は47.6%であることから、結婚問題では偏見や差別意識が今もなお存在していることがうかがえます。

また、インターネットによる差別文書の掲示や差別落書きなどは後を絶たず、同和問題に対する市民の理解を妨げ、誤った意識を植え付ける「えせ同和行為」が依然として横行し、戸籍謄本や住民票を不正に請求する悪質な身元調査事件も発覚しています。

このように、差別意識は全体としては解消の方向に進んでいますが、同和問題に対する正しい理解と認識はまだ十分とは言えず、偏見や差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。特に結婚や就職時においては未だに同和問題に係る差別発言や差別事象が発生するなど、心理的差別の解決の面に課題が残されています。

あわせて、長年の同和問題の解決に向けた取り組みは、成果とともに「ねたみ意識」などの負の側面を生み出してきたことも事実であり、そのことが、市民の間に同和行政に対する不信感を生み出し、同和問題の真の解決のための支障となっています。

このような誤った市民意識を払拭し、同和問題に対する正しい理解と認識に向けて、今後も学校教育の場や企業における人権教育や研修を積極的に行っていくとともに、広く市民に対して、あらゆる機会を捉えて、人権教育・啓発の取り組みを一層推進していく必要があります。

## (2) 方策について

2016(平成28)年12月に「部落差別解消法」が公布、施行されました。この法律では、「同和問題」という概念から「部落差別」という差別の実態に踏み込んだものになっており、目的、基本理念、国・地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査で構成されています。部落差別を取り巻く今日の社会情勢に鑑みた、意義のあるものといえます。この法律の目的は、部落差別のない社会の実現であることを示しています。

これらのことを踏まえ、具体的な方策として以下の取り組みを進めます。

### (ア) 同和問題についての理解と認識の促進

同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るためには、市民一人ひとりがこの問題を他人事にするのではなく自分自身の問題として認識することが必要です。

本市では、同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進するとともに、人権啓発の拠点である隣保館において日常生活に根ざした啓発活動を展開します。

そこで、差別意識解消に向けた教育・啓発の推進として、学校教育においては、教職員自身が同和問題の解決を自らの課題として捉え、全教育活動を通じて、子どもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培います。社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として、差別意識の解消に取り組むことができるように、学習内容や方法等の創意工夫を図ります。また、家庭における同和教育として、保護者に対する学習機会の充実や相談体制の整備拡充などに努め、偏見や誤った知識・認識から発生する差別の拡散を防ぎ、親も子どもも豊かな人権感覚を持ち、人権や人権問題についての的確な思考力、判断力を、家庭の中からも身に付けることができるように保護者啓発の充実を図ります。

このように、人権教育・啓発にあたっては、課題解決に向けて、学校や家庭、地域社会が一体となった取り組みになるように、連携を図ります。そしてこれまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、引き続き差別意識の完全な解消に向けての取り組みとして、啓発内容や手法に一層の創意工夫を加え、人権感覚や感性をより強く体得できるという観点から、参加体験型の研修形態を積極的に取り入れたり、無意識に日常的に行われている言動や、慣習と行って行っている中に潜んでいる差別につながる要因について、問題提起型の啓発によって気づいてもらったりするなど、自らの課題として捉えることができるような人権教育・啓発を推進します。

#### (イ) 雇用の促進・就労問題への取り組み

就職（採用）に関する差別をなくすために、雇用施策を実施する国や県、商工会議所等の関係機関と連携して企業等に対し、身元調査や面接時における本籍や家族の職業等についての質問および書類要請など、就職差別につながる恐れのある情報収集をなくし、本人の適性や能力のみによる公正な採用選考に関する啓発を推進します。また、講演会等を活用して企業等のトップや人事担当者に同和問題について正しい理解と見識を深めてもらい、公正採用を進めるために企業の果たすべき役割を理解してもらうことにより、雇用の促進につなげます。

#### (ウ) 「えせ同和行為」（悪徳商法）の排除

「えせ同和行為」は、「同和問題はこわい問題であり、避けた方がよい」という人々の誤った認識や理解不足に乘じ、同和問題を口実にして、企業や官公署などに対して高額な書籍の購入を不当に要求するなどの悪質な行為です。「えせ同和行為」の横行は、市民の同和問題に対する理解を妨げ、誤った意識を植え付け、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり、同和問題解決の大きな障害要因となっています。このため、県や法務局、警察等の関係機関と緊密な連携を保ちながら、事業主をはじめ広く市民に対して対処方法などの周知徹底と啓発を図るなど、「えせ同和行為」排除に向けた取り組みに努めます。

#### (エ) 身元調査の排除

特定八業種に認められている職務上請求権を悪用した戸籍謄本や住民票の不正請求は、結婚や就職などに係る身元調査等、差別を商売にする悪質な行為といわざるを得ません。「身元調査を依頼しない、させない」ためにも「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」等の周知や啓発活動の強化に努めるとともに、市民の個人情報保護や権利侵害防止として、戸籍・住民票等の不正取得の早期発見や不正請求の抑止につながる登録型本人通知制度への登録推進など、効果的な防止策等を絶えず検討し、身元調査排除にむけた施策に活かす取り組みを積極的に行います。

#### (オ) 隣保館活動の支援

福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館において、日常生活に根ざした啓発活動や住民相互の理解を深める交流事業の充実が図られるよう支援に努めます。また、教育の問題や不安定な就労状況などの諸問題を抱える地域住民の自立支援のため、隣保館が行っている生活上の各種課題や人権問題についての相談事業の実施をはじめ、地域課題に即した各種施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。また連帯意識と自立意識の高揚をめざし、まちづくりと人づくりを進めるための取り組みが推進されるよう、関係機関との連携のもと支援に努めます。

## 2 子ども

### (1)現状と課題

近年の子どもを取り巻く社会環境は、少子化や核家族化の進展に加えて、高度情報化や都市化の進行によって、家庭の持つ子育て機能の低下や、地域社会とのつながりの希薄化が指摘されています。

このような社会環境の変化を背景に、児童虐待、いじめや体罰、薬物乱用、児童買春・児童ポルノ等、子どもの人権を侵害する事案が頻繁に発生しており、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを阻害する要因が存在しています。

こうした状況を踏まえ、子どもの人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、子どもへのあらゆる暴力の根絶やいじめ問題の解決等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努める必要があります。

### (2)方策について

#### (ア)子どもの人権についての理解と認識の促進

児童憲章や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、人格を持った一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、学校教育と社会教育を通じて、憲法や教育基本法の精神に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めるとともに、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、社会体験活動や自然体験活動等を積極的に推進します。

#### (イ)子どもへのあらゆる暴力等の根絶

児童虐待はネグレクト（育児放棄）・身体的虐待・心理的虐待・性的虐待があり、子どもの心身に深刻な影響を与え、虐待を受けている期間が長期にわたると重症化する可能性が高くなっています。これらの行為は、子どもの人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう、啓発活動を通じて社会意識の醸成に努めます。

#### (ウ)いじめ問題の解決

日頃からいじめを生まない土壌をつくることはもちろんのこと、早期発見、早期対応が実現できるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関の信頼関係を構築し、子どもが相談しやすい環境づくりに努めます。

#### (エ)非行防止や有害環境への対策

子どもの問題行動を早期に発見し的確に対応できるよう、子どもたちが集まる場所を巡回し、非行防止に努めます。また、適切なインターネットの活用方法や、「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について啓発活動を推進し、有害な環境への対策に努めます。

### 3 高齢者

#### (1) 現状と課題

高齢者の増加により、判断力が十分でない高齢者をねらった詐欺などの犯罪が増加しています。さらに一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、年金の受給額の低下などの理由で経済的に自立して生活していくことが困難な状況にある高齢者が増加しています。家族や友人がいなくなり、孤立する高齢者も増加しています。

こうした状況の中、「老老介護の時代」といわれるように、介護者自身が65歳以上である家庭が増えており、女性だけでなく男性も積極的に介護に関わる時代にもなっており、多様な介護の問題に対応していく必要があります。また、高齢者への身体的虐待や介護放棄を始め、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産面での権利侵害なども懸念されています。

一方、高齢者に対して暗いイメージを抱いている人もいますが、元気な高齢者、就労意欲の強い高齢者も増えています。しかし、豊かな経験や知識がありながら、年齢を理由に就労や社会的活動への参加が制限されるなど、高齢者の人権に関わる問題も起きています。

そうした現状の中、すべての人が年齢に関係なく個人として尊重され、個性や経験を生かせる社会づくりが求められています。

#### (2) 方策について

##### (ア) 地域での助けあいのシステム構築

地域のニーズを把握し、関係団体の協力のもと、住民同士が支えあう仕組みづくりの構築を進めます。民生委員・児童委員の見守り、保健師、地域包括支援センター、老人クラブ役員による訪問、企業連携型巡回見守り活動等きめ細やかな見守りの輪を広げていきます。

学校において、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、ますます高齢化率が上昇する社会に関する基礎的理解や介護・福祉の課題に関する理解を深めるための教育を推進するとともに、幼児や児童、生徒などとの交流を図ります。

##### (イ) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止マニュアルに基づき、高齢者支援ネットワークを構築することで、市と関係機関が連携し、虐待を受けている高齢者（被虐待者）への安全の確保や生活の質を高めるための方策を考えます。

高齢者への理解を深めるための研修（擬似体験）や、介護や悩みごとに関する相談への対応、成年後見制度などの周知活動を進めます。

認知症の症状などの理解を深めるための研修や周知活動、認知症サポーターの養成、意見交換の場づくりを進めます。

##### (ウ) 高齢者が生きがいをもって社会で活躍するシステムの構築

地域において、高齢者がつどえる環境づくりや交流活動を進めます。

高齢者がさまざまな分野で若い世代とともに活躍できる環境づくりを進め、すべての人が年齢に関係なく個人として尊重されるよう啓発を推進します。

高齢者が、ボランティアやまちづくりなどの活動に積極的に参画できる仕組みの構築や、生きがいをもって社会で活躍する高齢者の支援を推進します。

希望する高齢者が、できるだけ長く現役として働くことができる社会を実現するために、高齢者の就業機会の確保を図るため、就労支援団体等への支援や連携協力を努めます。



## 4 障がい者

### (1) 現状と課題

本市では、2007年(平成19年)3月に「丸亀市障がい者基本計画」を策定し、「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをめざして」を基本理念として、さまざまな施策に取り組んできました。その後、わが国は2011年(平成23年)の障害者基本法の改正(※)や2013年(平成25年)の障害者差別解消法(※)の成立など障害者制度の改正を進め、2014年(平成26年)1月に障害者権利条約を批准しました。本市においても、障がいのある人を取り巻く社会環境の変化や制度改正に対応し、基本計画の見直しを行い、2015年(平成27年)3月、地域社会のあらゆるバリア(障壁)を取り除き、障がいの有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重しながら、誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちをめざして、「丸亀市第2次障がい者基本計画」を策定しました。

しかし、障がいや障がい者に対する理解は未だ不十分です。障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁(バリア)を解消することが大きな課題となっています。障がいの原因はさまざまですが、病気・事故・加齢などにより誰もがその可能性と無縁ではありません。「社会」が障がいを作らないという視点で、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進することが重要です。

こうした状況を踏まえ、障がい者の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域の中で相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図っていく必要があります。

※障害者基本法の改正とは…障がいの定義を従来の医学的概念からすべての社会的障壁とする社会的概念に改め、障がい者差別の禁止と障がい者に対する合理的配慮(できる限りの配慮)を定めるとともに、障がい者とそうでない者の共生社会づくりを国や地方公共団体等の責務とした。

※障害者差別解消法とは…障がい者に対する不当な扱いや合理的配慮をしないことを障がい者差別として禁止するとともに、合理的配慮を公的機関や事業者の義務としている。

### (2) 方策について

#### (ア) 障がい者の人権についての理解と認識の促進

障がいのある人を取り巻く社会的な障壁(バリア)を解消し、誰もが障がいのある人に合理的な配慮を行う社会を築くため、障がいや障がいのある人について理解と認識を深めるための参加体験型の啓発や障がい当事者から学ぶ交流会などを一層推進し、心のバリアフリーを進めます。特に、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいおよび難病については、障がいの特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ります。

また、保育所や学校等教育の場においても、現在実施している巡回カウンセリン

グを活用し、障がいのある人の個々の特性を踏まえた十分な対応や教育が受けられるような合理的配慮がされることにより、インクルーシブ教育システム(※)の構築をめざします。

※インクルーシブ教育システム (inclusive education system)とは・・・人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

#### (イ) 障がい者虐待防止の推進

障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立および社会参加を著しく阻害するものであることから、障がい者に対する身体的、性的、心理的および経済的虐待や放置、放任は障がい者虐待であるという認識が広く浸透するよう啓発活動を通じて、障がい者虐待の防止を図ります。

また、市障害者虐待防止センターや相談支援事業所、警察、県、香川労働局等関係機関と連携し、障がい者等からの相談や通報に対応し、家庭、障がい者施設および事業所における障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図り、成年後見制度の活用等を含む有効な支援に努めます。

#### (ウ) 雇用・就労の促進

障がい者が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己表現の場として社会からの孤立を回避し、社会の中での役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。障がい者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、障がい者の雇用率向上を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。

また、障がい者個々の能力に応じた働き方を支援できるよう、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場・活動の場の充実など、関係機関等とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」に基づき、共同受注窓口や官公需の発注配慮などを通じて、障がい者支援を進めます。

#### (エ) 社会参加の促進

各種の障がい特性に応じた生活訓練の実施により、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者団体や障がい者本人、家族等に対し、さまざまな情報提供を行い、交流活動の促進を図ります。

## 5 女性

### (1) 現状と課題

本市では、2006(平成 18)年 2 月に「男女共同参画プランまるがめ」を策定するとともに、2008(平成 20)年 4 月に「丸亀市男女共同参画推進条例」を施行しました。その後、2011(平成 23)年 3 月に「第 2 次男女共同参画プランまるがめ」を、2017(平成 29)年 3 月に「第 3 次男女共同参画プランまるがめ」を策定し、男女の人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかし、男女の地位の平等感について、多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優位となっていると考えているなど、依然として多くの課題が残されています。また、政治、行政、地域などの政策、方針決定過程に参画する女性の比率が低い水準にあり、雇用の分野でも、採用時や配置、昇進時の男女の不平等や給与の額の格差が見られます。

配偶者などからの暴力や性犯罪、売買春やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などさまざまな形態による女性への暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールが広がってきたことに伴い、女性に対する暴力は多様化しています。

また、女性は、妊娠や出産ができる仕組みを身体に持つことなどから、特に健康上の配慮が必要です。

こうした状況を踏まえ、女性の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、女性へのあらゆる暴力の根絶や女性の社会参画の促進等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努める必要があります。

### (2) 方策について

#### (ア) 女性の人権についての理解と認識の促進

性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、個人や家族の主体的な選択が尊重されるよう、社会制度や慣行などの中に、性差別、個人の個性と能力の発揮を阻害する性別による固定的な役割分担や偏見などがないかを見直し、市民の気づきを促進する広報・啓発を行います。

また、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があることから、人権の尊重や男女共同参画に関する理解と認識を深めるために、学校、家庭、地域等社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実に努めます。

#### (イ) 女性へのあらゆる暴力の根絶

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性への暴力行為は、重大な人権侵害であり、これを許さない社会意識の醸成や暴力根絶に向けて、関係機関の連携強化と総合的対策に努めます。DV防止法でいう配偶者による暴力は身体的暴力だけでなく、経済的暴力、精神的暴

力、性的暴力、社会的暴力があり、何が女性への暴力なのか、具体的な事例を挙げて教育啓発に努めます。

また、被害者からの相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、被害者のプライバシーに十分配慮したうえで、心理的被害や心身の回復など効果的な被害者支援に努めます。

#### (ウ) 社会参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図り、男女の仕事と生活の調和や、雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保など、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

2015(平成27)年8月には、企業に女性の登用を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立しました。職場や地域で女性が一層活躍するためには、従来の男性中心型労働慣行の見直しが欠かせないことから、市民のほか、企業に対する啓発にも努めます。

#### (エ) 生涯を通じた女性の健康支援

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)およびリプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)の視点から、女性のライフステージに応じた総合的な健康対策を推進するとともに、妊娠・出産などに関する健康支援を推進します。また、HIV・エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒など、健康をおびやかす問題についての広報・啓発に努めます。

## 6 外国人

### (1) 現状と課題

経済・社会・文化等さまざまな分野でのボーダレス(※)化によりグローバル化(※)、が進んでいます。本市においては、2015(平成27)年4月末現在の登録外国人は1,538人で、10年前から約6.5%の増加となっており、国籍としては中国、フィリピン、ペルー、韓国の4ヶ国出身者が8割以上を占めています。

本市では、市民と在住外国人が相互理解のもと良好な関係を築き、共に快適に暮らせるよう施策を展開しています。しかし、残念なことに国の地理的条件や歴史的経緯、さらには言語・宗教・文化・習慣への理解が相互に不足しているなどにより、外国人に対する偏見や差別意識が今なお存在しており、雇用や日常生活におけるトラブルが時として発生しています。

外国人に関わる問題を解決し、市民および在住外国人が共に安心して暮らせるまち「多文化共生社会」を推進することが、真の国際化社会の実現には不可欠です。

※ボーダレスとは・・・境界や国境がない、または意味をなさないこと。ボーダレスになることをボーダレス化という。

※グローバル化とは・・・政治、経済、文化など、さまざまな側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

### (2) 方策について

#### (ア) 外国人の人権についての理解と認識の促進

外国人を地域社会から排除しようとする差別的な言動は許されないとするヘイトスピーチ解消法の主旨について周知徹底して、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、交流や体験などを通して外国人の持つ文化、習慣等を尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権感覚を育てる啓発活動を推進します。小・中学校では国際理解教育の推進を図ります。

#### (イ) 社会参加の促進

在住外国人に対しては、日本語教室の開講、フェイスブックによる生活情報の提供、各種案内の多言語表記、生活相談の充実など職場や地域における不安の解消に向けた事業に取り組み、地域社会に参画できるよう支援します。また、日本語がよくわからない外国人の子どもについても、「日本語適応支援教室」において簡単な会話や生活習慣等を習得する機会を設け、言葉や習慣など相互に理解を深めていくよう支援します。

市民と在住外国人が触れ合う機会として、「国際交流クッキング教室」、「日本語教室修了パーティー」などによる対話と交流を推進し、お互いが地域社会の一員として尊重し、理解を深める取り組みを推進します。

丸亀市国際交流協会など関係機関との連携のもと、在住外国人に対する正しい理

解を深め、外国人が暮らしやすく、活動しやすいまちづくりを進めます。

## 7 ハンセン病(※)回復者、H I V(※)感染者等

### (1) 現状と課題

ハンセン病、エイズ(※)等の感染症に対する正しい知識や理解不足等により、これらの感染者や患者および回復者そしてその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により職場での差別、医療現場における差別、プライバシーの侵害を受ける等さまざまな人権問題が生じてきました。

ハンセン病は、治療方法も確立され完治する病気ですが、1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、強制的な隔離政策がとられてきました。

療養所入所者の多くは、長期の隔離により家族・親族や地域社会との関係が絶たれ、高齢化や後遺症による障がいもあります。特に今なお病気に対する誤解と差別が根強いために、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

2001(平成13)年5月、ハンセン病回復者に対する国の損害賠償責任を認めた熊本地裁判決が出され、ハンセン病問題は大きな一歩を踏み出しました。また、ハンセン病回復者などに対する差別や偏見の解消をさらに推し進めるため、2009(平成21)年4月から「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が施行されていますが、人権と尊厳が完全に回復したわけではありません。

H I V感染者やエイズ患者についても、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、賃貸住宅への入居許可・立ち退き要求など社会生活のさまざまな場面で多くの偏見や誤解を受けてきました。H I V感染症は、感染力が弱く感染経路が限られているため、正しい理解に基づき生活する限り、感染を恐れる必要はありません。近年の医学の進歩と治療薬の開発等により、エイズの発症を遅らせ、症状を緩和することも可能になってきています。

※ハンセン病とは・・・らい菌によって起こる感染症。感染力が弱く、発病の危険性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。

※H I V (Human Immunodeficiency Virus)とは・・・ヒト免疫不全ウイルスのこと。人の免疫作用にとって重要な細胞であるTリンパ球やマクロファージ等に感染し、破壊するウイルス。

※エイズ(Acquired Immunodeficiency Syndrome)とは・・・後天性免疫不全症候群のこと。H I Vに感染し、その増殖が進むと免疫力が低下し、健康な状態ではかからないさまざまな病気にかかりやすくなる。その結果、ニューモシスチス肺炎等の代表的な23の病気のうち1個以上を発症した状態をエイズという。感染後発症するまでに8~10年の期間があるためにH I V感染=エイズではない。

## (2)方策について

### (ア) ハンセン病回復者、H I V感染者等の人権についての理解と認識の促進

ハンセン病回復者やH I V感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、人間としての尊厳と自由を認めあい、共に生きる社会をめざします。そのため感染症に関する啓発資料の作成・配布、療養所の見学等など、正しい知識の普及を図ることにより、感染症と感染者等への理解を深めるための啓発を推進します。また、学校教育においても、ハンセン病回復者やH I V感染者等に対する偏見や差別意識の解消を図るため、これらの感染症に関する正しい知識を身につけるための教育を推進するとともに、そのための教職員研修や指導資料の充実に努めます。

### (イ) 社会復帰の促進

ハンセン病回復者やH I V感染者等が、自立した社会生活を送れるよう、関係機関と連携協力を図ることが必要です。



## 8 インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

日本のインターネット利用者数は急激に増加し、2013(平成 25)年末にはインターネット人口普及率は83%に達しています。

インターネットの長所は、だれでも情報を簡単に手に入れることができ、だれでも手軽に情報を発信することができることです。

しかし、インターネットは便利な一面、間違った情報や人を傷つけ、だまそうとする悪意ある情報が簡単に掲載され、人権侵害等につながる恐れがあります。また、小・中学生等の青少年の利用が年々増加しており、ソーシャル・ネットワーキング・サービスや学校裏サイト等における誹謗中傷の書き込みなど、子どもが人権侵害の加害者や被害者になる事案も発生しています。近年、捜査の対象になっている未成年者の実名や顔写真が掲載されるという事案も発生しています。インターネット上では、自分の名前や顔を知られることなく発信することができると思われているため、他人の個人情報や掲示板等を書き込み、プライバシーの侵害につながっています。

### (2) 方策について

本市では、一般に許される限度を超えて人権を侵害する情報発信に対し、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、県と連携しプロバイダー等に当該情報の発信停止や削除を申し入れるとともに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」や、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の周知に努めます。

インターネット上で誹謗中傷などを絶対にしないということの大切さを啓発し、市民や一般のインターネット利用者、プロバイダー等が個人のプライバシーや人権、名誉に関する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。また、児童・生徒やその保護者に対しては、学校教育や家庭教育学級を通じて適切な利用について理解を図っていきます。

## 9 性的少数者

### (1) 現状と課題

性的指向に関して少数派である人や性同一性障がい者など性自認が一致しないと感じたり、違和感があったりする人に関する人権は、見過ごされてきた人権課題であり、市民の認知度や関心度が低いのが現状です。

最近顕在化してきた人権課題であるがゆえに情報量が少なく、性的少数者に対する偏見や差別意識が横行しており、性的な問題に関心を持つことを恥ずかしがったり、周囲の理解が乏しく自身の性的指向や性自認などを公表することをはばかる風潮にあります。

性的少数者とは、戸籍上の性別（生まれた時に決められた戸籍上の性別）、体の性（生殖器の有無、染色体などで判断できる生物学的な性別）、心の性（自分が自覚する性別）、性的指向（恋愛対象がどちらの性に向かっているか）の4要素のうち、それぞれの性の要素の一部が多数の人と違う状態にある人と考えられます。例えば、同性愛者・両性愛者（性愛の対象が同性に向かう人、または、男女両方に向かう人）、性同一性障がいのある人（生物学的な性別と自分の自覚による性別が一致していない状態にある人）、性分化疾患のある人（生殖器や染色体の状態が男性、女性のどちらにもあてはまらない、もしくはどちらにもあてはまる人）が存在します。

性的指向や性自認は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意思によって選択するものでもありません。

これからは、性的少数者とはどのようなものであるか、人の性をどのようにとらえるべきか、実際の人々の性は多様であり、単純に男と女に二分できるものではないことの理解が不可欠です。社会にはさまざまな「性のありよう」が存在しており、その尊厳や権利を保障されることが求められています。

### (2) 方策について

性的少数者にもさまざまなパターンがあり、それぞれの人が感じている困難や関心が異なることへの理解を深められるよう「性的指向」や「性自認」について、また「多様な性があること」について、正しい理解が進むように、教育・啓発の推進を図り、不当に差別や偏見にさらされることのないように努めなければなりません。

また、各学校等においては、教職員一人ひとりが「さまざまな性的少数者」について理解し、性同一性障がい児童生徒の心情等や保護者のプライバシーなどに配慮しながら悩みを抱える児童・生徒に寄り添うなど情報共有につとめ、特に差別やいじめに結びつくことがないよう、学校が一体となって全体で支援を進めていくことが必要です。

## 10 災害に伴う人権問題

### (1) 現状と課題

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの平穏な生活を一瞬にして破壊する地震および津波のすさまじさをあらためて知らしめるものとなりました。この災害では、被災した人たちが安らぎを得たはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題が生じました。また、避難所生活での高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」や女性への配慮が問題となりました。

近年は毎年のように日本の各地で、豪雨や土砂災害、夏から秋にかけては台風の襲来による洪水や突風が発生し、大きな被害をもたらされています。災害は災害時や災害後において、多くの直接的な被害をもたらされるだけでなく、誤った情報や噂による風評被害が生じることもあり、人権に関するさまざまな問題が生じています。東日本大震災では、原発事故の発生から放射能への不安、根拠のない思い込みや偏見により、さまざまな人権侵害につながる風評被害が起きています。

### (2) 方策について

災害時には、だれもが逼迫した状態にあり、さまざまな欲求が生まれ、強い不安やストレスが人々の心を覆い、人権感覚が揺らぎます。結果として、普段の生活から何らかの援助を必要としている人々や、個人人権課題の当事者となっている人々などへの厳しい見方や行動が出てくることもあります。

どんな状況でも、人が人として尊ばれることの大切さを自覚して、平常時から、すべての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮について関心と認識を深めることが必要です。また、噂や憶測による風評被害から差別などの人権侵害が起きないように、正しい知識や情報を得て、冷静な対応を取ることが大切です。

## 1 1 その他

以上の課題のほかにも、私たちの社会には、次のような人権課題が存在しており、また今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があることから、このような各種の人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの状況に応じた教育・啓発に努めます。

また、下記の類型に該当しない課題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う必要があります。

### (1) 犯罪被害者やその家族等

犯罪被害者やその家族等は、犯罪行為により生命、身体又は財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことで精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職・転職等によって経済的に困窮する場合があります。また、捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり、さらには近隣の無責任なうわさ話やマスメディアの取材・報道による不快感から深刻なストレスを受けるなど、被害後、新たに生じるさまざまな問題にも苦しめられています。

こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進し、犯罪被害者等の立場やニーズを踏まえた支援活動を推進していくとともに、市民に対しても犯罪被害者の心情に配慮した行動が取れるよう教育・啓発に努めます。

### (2) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、先住民としての誇りや伝統的な文化が失われました。1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、ようやく人権と文化の回復が始まりました。北海道では就労や教育などの生活支援に取り組んでいますが、なお結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

### (3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、更生保護の目的である「犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること」

(更生保護法1条)を積極的に周知する必要があります。

#### (4) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、1991(平成3)年以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていましたが、2002(平成14)年9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しました。しかし、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、2010(平成22)年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

また、国連においては、2003(平成15)年以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。一方、拉致問題が在日韓国・朝鮮人の人びとへの差別を助長することが決してないように配慮することが特に重要です。

#### (5) ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情で公園、河川、道路、駅舎その他の施設で日常生活することを余儀なくされたホームレスの人が存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権問題が起こっています。ホームレスになった背景には、建設業などの倒産や失業、病気やケガ、人間関係や家庭内の問題などの社会問題が複合的に重なっていること、また、行政は民間関係団体と連携して就労や居住、健康管理、生活保護などによる自立支援に取り組んでいることを理解することが大切です。

#### (6) 人身取引

売春などの性的搾取、低賃金や劣悪な強制労働等を目的とした国境を越えた人身取引(トラフィッキング)は「現代の奴隷制度」と言われ、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する問題です。問題の背景には被害者を送り出す側の国内問題(貧困問題、女性や子どもに対する人権尊重意識の低さ、政情不安など)もありますが、被害者を受け入れる側の国民の中にも問題があり、外国人の人権尊重と事業主の法令遵守義務(コンプライアンス)などについて啓発が必要です。

## 第5章 基本指針の推進

### 1 庁内の推進体制の充実

本基本指針の推進にあたっては、人権政策を円滑かつ積極的に推進することを目的に設置した「人権政策推進本部」を中心に、全庁体制で関係部課が相互に連携し推進していきます。また、関係部課は、本基本指針の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図ります。

### 2 国や県等との連携・協力

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るためには、国、県等との連携のもとに幅広い取組みが必要となります。

そこで、これまでのさまざまな人権問題に対する教育・啓発の取り組みの経過と成果をもとに、国、県等と協調して、本基本指針の推進に努めます。

### 3 市民、企業、市民団体等との連携

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、行政の取り組みはもちろんのこと、市民一人ひとりがその担い手として、人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが必要です。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、いじめ、介護の中での虐待など、外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、市民や民間団体の協力が不可欠であり、さまざまな人権の各個別課題の解決にとっても市民の参画は大変重要なものです。

このようなことから、今後市が行う人権啓発事業において、市民や民間団体、企業等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取り組みを推進し、市民参加型の効果的な啓発活動を行います。

また、これらの自主的・主体的な取り組みを促進するため、人権に関する情報や活動の場の提供などを行い、その支援に努めます。

# 資料編

關係法令等

# 丸亀市人権擁護条例

平成17年3月22日  
条例第132号

## (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及びすべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言並びに同和対策審議会答申の精神に基づき部落差別をはじめとする差別をなくし、人権意識の高揚を図り、明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政の各分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

## (市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚を図るとともに、第1条の目的が達成されるよう努めるものとする。

## (市の施策等)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、国、県及び関係団体との連携を図り、施策を効果的に推進するものとする。

## (調査等)

第5条 市は、前条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ調査等を行うものとする。

## 附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。



# 人権尊重都市宣言

平成17年9月1日

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。

日本国憲法のもとに、平和で民主的な明るい社会を実現するには、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、すべての人々の権利が尊重されることが必要かつ不可欠であり、国民的課題である。

ここに丸亀市は「人権尊重都市宣言」を行い、人権の確立を市民一人ひとりが希求することを誓い、明るい地域社会の実現を期する。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例

平成8年3月26日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生の防止について県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の同和地区での居住に係る調査（以下「調査」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、国及び市町と協力して必要な啓発を行うものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、住民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について必要な啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するものとする。

2 県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に係る資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第5条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第6条 調査の対象とされた者又は当該調査の事実を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第7条 知事は、県内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）が自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該行為を中止すべき旨及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うに当たり必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた県内事業者がその勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた県内事業者がこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第8条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針（改定版）

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目3番1号

丸亀市総務部人権課

TEL0877-24-8811 FAX0877-23-4073

ホームページ <http://www.city.marugame.lg.jp>

Eメール [jinken-k@city.marugame.lg.jp](mailto:jinken-k@city.marugame.lg.jp)